



宮 崎 県 公 報

平成29年6月8日(木曜日) 第2901号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止…………… (“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支

頁

- 援事業所)の廃止…………… (福祉保健課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 歳入の収納の事務の委託…………… (オールみやぎ課) 3
- 包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (“) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4

告 示

宮崎県告示第 354号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほのか薬局	日向市大字富高字春原7454番地6	平成29年5月1日

宮崎県告示第 355号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人善仁会	宮崎市田野町字桜ヶ丘	社会福祉法人善仁会	児湯郡木城町大字椎木	平成29年4月24日

	乙1742番地30	イサービスセンター仁の里	3950番1	
社会福祉法人善仁会	宮崎市田野町字桜ヶ丘乙1742番地30	社会福祉法人善仁会特別養護老人ホーム仁の里	児湯郡木城町大字椎木3950番1	平成29年4月24日

宮崎県告示第 356号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人豊の里	都城市栄町22号5番地1	豊望園ホームヘルパーステーション	都城市安久町4966番地1
社会福祉法人豊の里	都城市栄町22号5番地1	訪問看護ステーションのぞ	都城市安久町4966番地1

		み	
社会福祉 法人 清風会	東臼杵郡椎葉村大 字下福良54- 337	特別養護 老人ホーム 平寿 園	東臼杵郡椎葉村大 字下福良54- 337

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市下長飯町1640番地	都城市安久町4966番地 1	平成28年 11月 1 日
都城市下長飯町1640番地	都城市安久町4966番地 1	平成28年 11月 1 日
東臼杵郡椎葉村大字下福 良1829- 2	東臼杵郡椎葉村大字下福 良54- 337	平成29年 4月20日

宮崎県告示第 357号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
宮谷 英樹	延岡市北方 町川水流卯 1236番地	宮谷歯科医 院	延岡市北方 町川水流卯 1236番地	平成28年 5月14日
株式会社人 夢創家	小林市南西 方7750番地	デイサービ ス とむそ うや	小林市南西 方7750番地	平成29年 2月12日
株式会社人 夢創家	小林市南西 方7750番地	訪問看護ス テーション	小林市南西 方7750番地	平成29年 2月12日

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4511910145	障害福祉サービス事業所わくすぱとAya	東諸県郡綾町大字入野1207番地	合同会社Face to Face	東諸県郡綾町大字入野1207番地	平成29年 5 月 1 日	就労継続支援B型
4510400353	Kurumu.	日南市飫肥 8 丁目 1-10-1	有限会社ゆめや	日南市大字星倉加江田給 154番地 3	平成29年 5 月 1 日	就労継続支援A型

		生駒の杜		
--	--	------	--	--

宮崎県告示第 358号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社人 夢創家	小林市南西 方7750番地	居宅介護支 援事業所 生駒の杜	小林市南西 方7750番地	平成29年 2月20日

宮崎県告示第 359号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山元 直純 (株式会社りっしん自立援助協会都城事業所)	都城市前田町 9 街区11号	平成29年 5 月19日

宮崎県告示第 360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 361号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮 崎応援寄附 金	地銀ネットワークサービ ス株式会社 国分グロースーズチェー ン株式会社 株式会社しんきん情報サ ービス 株式会社スリーエフ 株式会社セコマ 株式会社セーブオン 株式会社セブンイレブ ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社ポブラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで

宮崎県告示第 362号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成29年 6 月 8 日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大 塚 孝 一
住所 宮崎市花殿町 8 番27号 エイルマンション花殿 405
- 契約の始期
平成29年 4 月 1 日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス加納店
宮崎市清武町加納四丁目11番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 1 月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,393㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地北側 58台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 15台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側(荷さばき施設No.1) 90㎡
建物東側(荷さばき施設No.2) 40㎡
合計 130㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 14.83㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側駐車場北側及び南側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成29年 5 月25日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成29年 6 月 8 日から平成29年10月10日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年6月8日から平成29年10月10日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス新大塚店
宮崎市大塚町迫田 266番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名
（変更前）ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 湯川則之
（変更後）ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊
- 4 変更の年月日
平成29年4月1日
- 5 変更する理由
代表取締役の交代があったため
- 6 届出年月日
平成29年5月25日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年6月8日から平成29年10月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成29年6月8日から平成29年10月10日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、向田吉野方土地改良区（日南市）から平成29年4月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年6月8日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	3号警備業務	平成29年9月4日（月）から9月11日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務	平成29年7月24日（月）から8月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--